

# 都市と自然と人が調和し 心地よさが感じ続けられるまち



静岡市景観計画

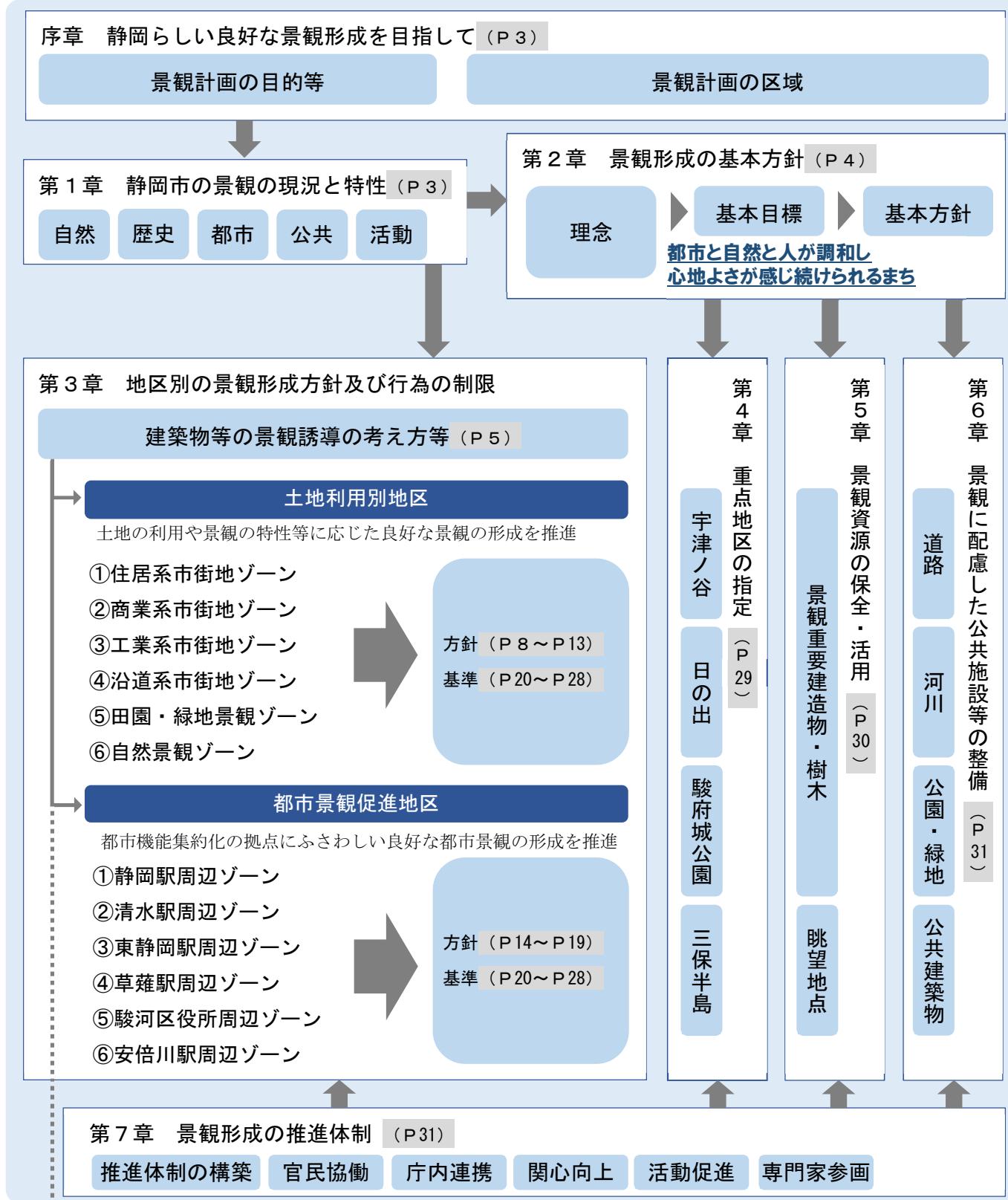
## 概要版



# 静岡市景観計画の構成



(P )はこの概要版のページ数を示します。



## 別冊

### 重点地区景観計画

重点的に地区独自の良好な景観の形成を推進

- ①宇津ノ谷地区
- ②日の出地区
- ③駿府城公園周辺地区
- ④三保半島地区

方針・基準

この概要版は、「静岡市景観計画」の本編(全 229 ページ)の内容を要約したものです。詳細は、静岡市ホームページなどで本編をご確認ください。なお、該当する本編のページを“本編 0-0～0-0”と表記していますので参考にしてください。

# 序章 静岡らしい良好な景観形成を目指して



本編  
序-1～序-12

この章では、静岡らしい景観はどのようなものか、景観計画の位置付け、景観計画の対象区域などが書かれています。

## 静岡らしい景観の形成に向けて

本市では、恵まれた自然景観、歴史・文化的景観に恵まれた中で、城下町と港湾都市という2つの異なる都市基盤を確立し、政令指定都市としての様々な都市機能の集積を活かした市街地景観を形成してきました。

良好な景観は、暮らしに豊かさとうるおいをもたらし、地域への誇りと愛着を感じさせ、まちの個性を育み、地域に活力を与えます。

そのため、静岡らしい景観を市民の共有財産として次世代に継承するため、引き続き、市民、事業者、市の役割分担と協働により、良好な景観をつくり、守り、育てることで、都市と豊かな自然と人々の生活が調和した、心地よさが感じ続けられるまちづくりに取り組みます。

## 景観計画の位置づけ

静岡市景観計画は、「景観法」に基づく法定計画であると共に、本市の良好な景観形成を推進するための計画として策定します。

本計画は、本市の「静岡市総合計画」に即し、「都市計画マスタープラン」に適合するとともに、「立地適正化計画」や「みどりの基本計画」等の関連計画との整合を図った、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。

## 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

静岡市全域

# 第1章 静岡市の景観の現況と特性



本編  
1-1～1-12

この章では、静岡らしい景観を構成する要素を、「自然景観」、「歴史景観」、「都市景観」、「公共施設等」、「活動景観」の5つに区分し、その現況と特性を整理しています。

## 静岡らしい景観

### 自然景観



南アルプスの山並み

### 歴史景観



旧東街道の景観

### 都市景観



JR 静岡駅周辺等の  
都市拠点

### 公共施設等



公園・緑地の景観

### 活動景観



景観形成に関わる  
まちづくり活動等



この章では、第1章の本市の現況や特性に基づき作成した、静岡市全体の景観形成の理念、基本目標、基本方針が書かれています。これにより、市民や事業者の皆様、行政が同じ考え方や方向性を持って景観形成に取り組んでいくことができます。

### 景観形成の理念

市民や事業者、市の各主体が適切な役割分担を行いながら、

#### 「都市と自然と人が調和し心地よさが感じ続けられるまち」

を創出することを、景観形成の基本理念として掲げます。

### 基本目標

景観形成の理念に基づき、良好な景観を形成するために、5つの基本目標を定めます。

豊かな自然環境に調和した景観形成

風土や伝統が培った歴史や文化が息づく景観形成

暮らしや営みを豊かにし、心地よさが感じられる景観形成

地域の魅力を引き出す基盤となる公共施設等の景観形成

人々の活動が輝き、豊かなコミュニティを育む景観形成

### 基本方針

静岡らしさを感じる特徴的な景観をつくるため、市域を「景観形成拠点(点)」「景観形成軸(線)」「土地利用類型(面)」の3つの要素で区分し、それぞれの方針を整理しています。



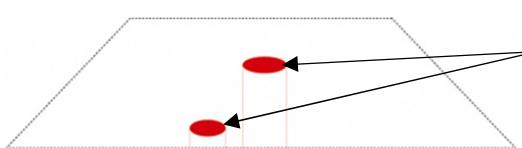


この章では、地区の特性に合わせた景観形成を推進していくため、地区ごとに、景観の方針、景観のルール（基準）が書かれています。大きな建物などをつくる時には、市へ景観の届出をすると共に景観のルール（基準）を守らなければいけません。

## 建築物等の景観誘導の考え方

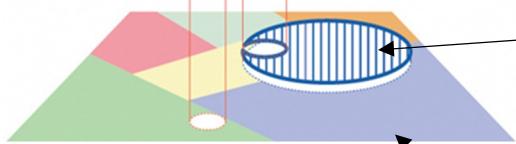
### 地区を区分し、地区の特性に合わせた景観形成を推進していきます

景観形成の基本方針を受け、建築物、工作物、屋外広告物等の人工的な要素が良好な景観をつくるよう、地区を区分し、地区の特性に合わせた景観誘導を図ります。



#### 重点地区

地区的住民等の合意形成に基づき、重点的に地区独自の良好な景観の形成を推進する地区



#### 都市景観促進地区

集約連携型都市構造※の実現に向け、都市計画と適合し、都市機能の集約化を図る都市拠点及び地域拠点にふさわしい良好な都市景観の形成を推進する地区

#### 土地利用別地区

都市計画の用途地域をもとに、土地の利用や周辺環境等に応じた良好な景観の形成を推進する地区

※「集約連携型都市構造」

生活に必要な施設を駅前などに集約配置し、これらと各地域を公共交通で連携することにより、市民生活の質を高める都市の構造です。

### 地区・ゾーンごとに景観の方針やルール（基準）を定めます

地区の特性に合わせた景観形成を推進していくため、景観形成方針(法第8条第3項)を定めます。また、一定規模以上の建築物や工作物(次ページ参照)は、届出が必要であると共に、景観形成基準による行為の制限(法第8条第2項第2号)に適合する必要があります。

**【対象】**すべての建築物や工作物、屋外広告物

#### 景観形成方針（法第8条第3項）

新築や改修のときだけでなく、普段の暮らしのなかでも取り入れていくことで、景観の質を高めていくことを目的とします。

p 7 ~18

**【対象】**一定規模以上の建築物や工作物

#### 景観形成基準（法第8条第2項第2号）

現在の地区的景観を大きく阻害しないための基本的なルールであり、景観形成基準に適合していない場合、市長は、必要に応じて勧告や変更命令等を行います。

p 19 ~27

※「重点地区」は、隨時追加指定されることから、「重点地区」の方針や基準は別冊にてまとめています。

## 一定規模以上の建築物の新築等は届出により、景観のルール（基準）との適合を確認します

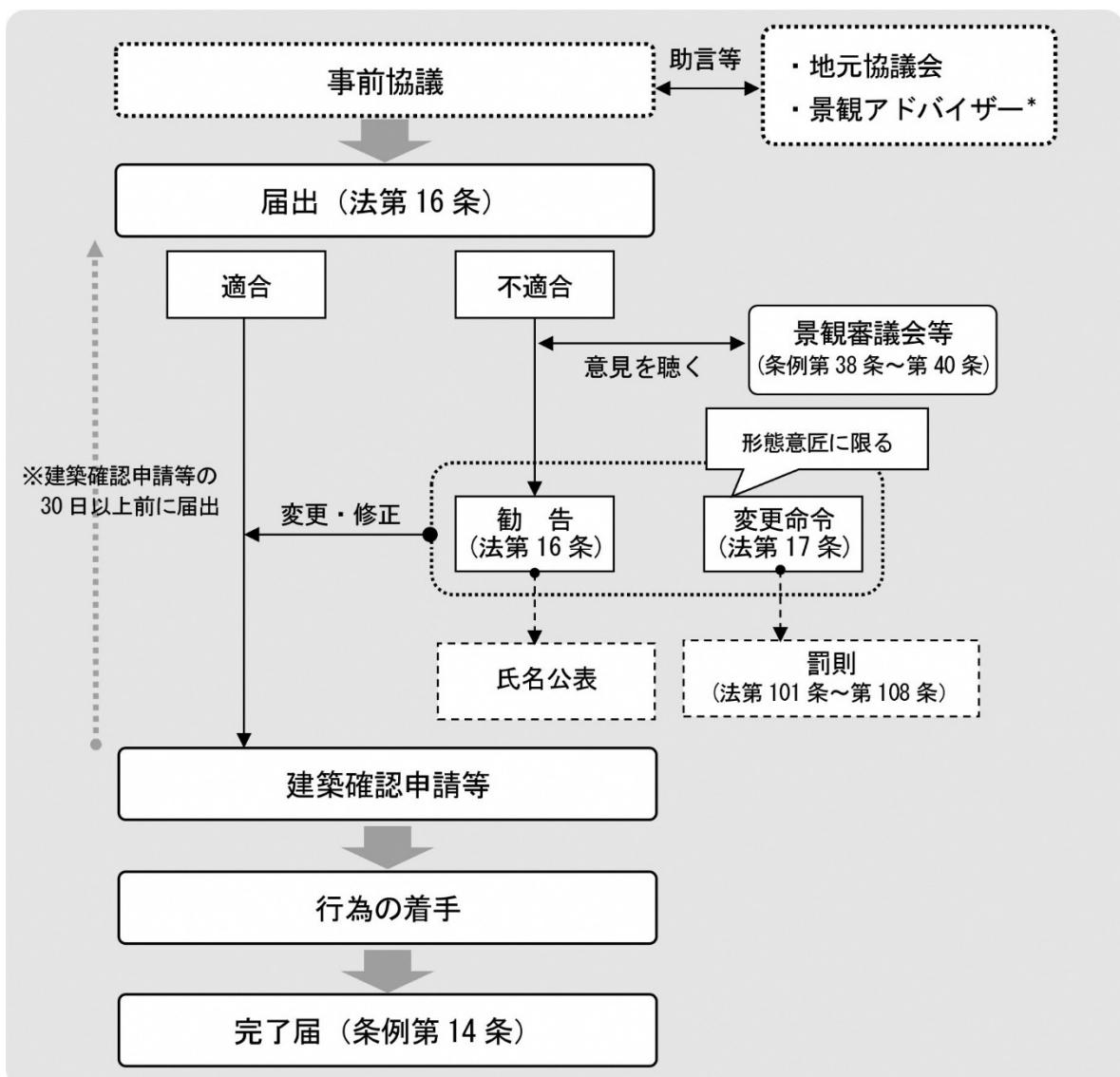
下記の一定規模以上の建築物・工作物の新築、増築、外観・色彩の変更等の行為について、法第16条第1項に基づく届出を義務化し、景観形成基準による規制力のある景観誘導を図ります。

### 届出対象

	建築物	工作物
規模	①高さ 10m（商業系・工業系用途地域は 15m）を超えるもの 又は ②敷地内の延べ面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	①煙突、記念塔、電波塔等で高さ 10m を超えるもの 又は ②土地に自立した太陽光発電設備で、設置する区域の敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
行為	新築、増改築、移転 外観の変更	新設、増改築、移転 外観の変更

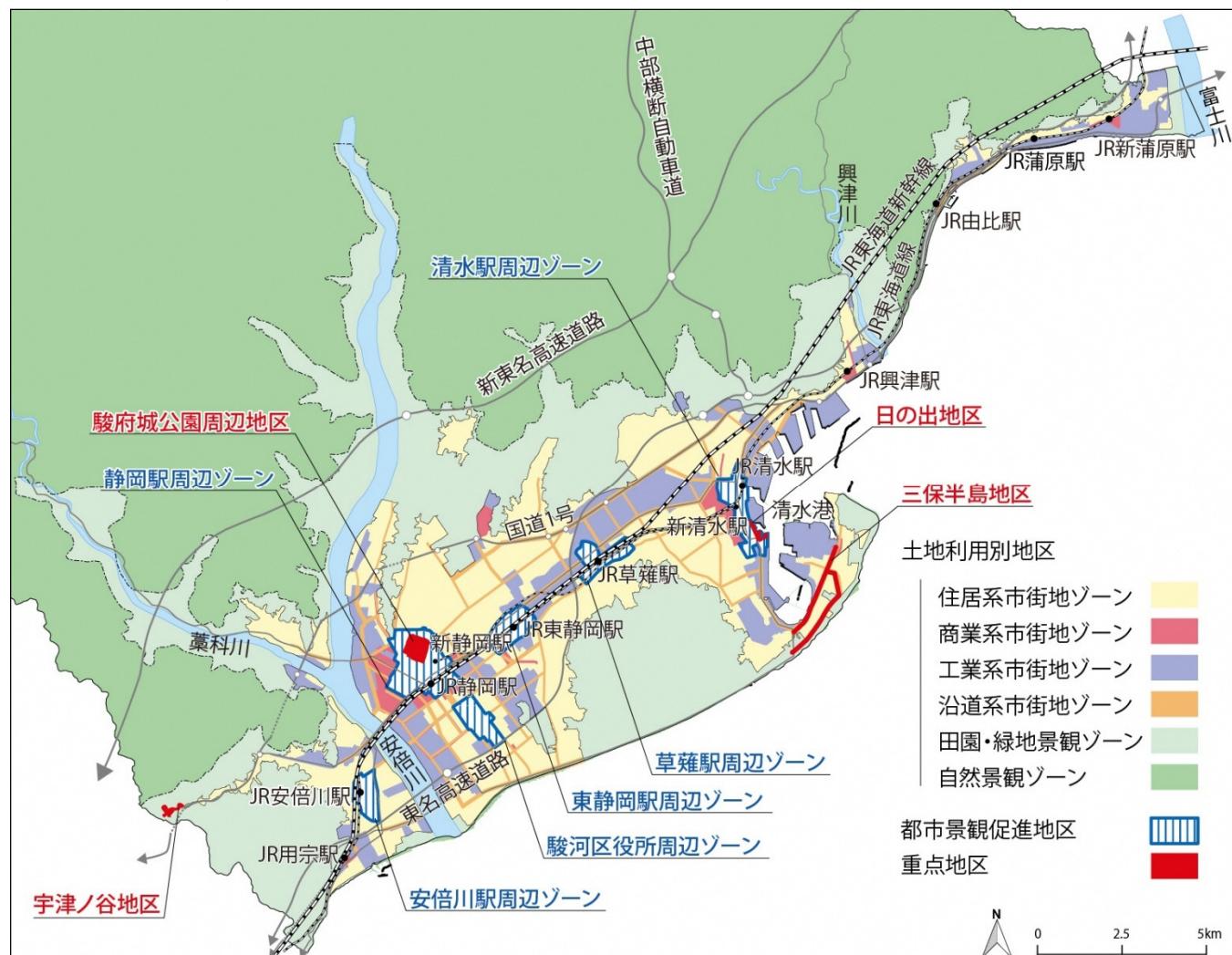
※重点地区では小規模なものまで届出対象に含まれます。特に、建築物の新築においては、規模に限らずすべてが届出対象となります。くわしくは、本編もしくは静岡市景観条例をご確認ください。

図 建築行為等の手続フロー



\*「景観アドバイザー」 法に基づく届出や公共施設の整備に当たって、必要に応じて助言・アドバイスを行う専門家(建築、都市計画、色彩、造園等)の総称。

図 地区・ゾーン区分図



※地区・ゾーン区分図に記載されていない区域は「自然景観ゾーン」とする。

土地利用別地区	都市計画区域											都市計画区域外	
	市街化区域												
	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域 うち、臨港地区	工業専用地域		
住居系市街地ゾーン	●	●	●	○	○								
商業系市街地ゾーン							○	●					
工業系市街地ゾーン									○	○	●		
沿道系市街地ゾーン				△	△	●	△		△	△			
田園・緑地景観ゾーン											●		
自然景観ゾーン											●		
都市景観促進地区	立地適正化計画における集約化拠点形成区域 (静岡駅周辺ゾーン、清水駅周辺ゾーン、東静岡駅周辺ゾーン、 草薙駅周辺ゾーン、駿河区役所周辺ゾーン、安倍川駅周辺ゾーン)												
重点地区	特に重点的に景観形成に取り組む必要がある地区として、 条例に基づき重点地区的指定をした地区 (令和元年6月時点: 宇津ノ谷地区、日の出地区、駿府城公園周辺地区、三保半島地区)												

●：前面道路の幅員に関係なく該当 ○：前面道路20m未満の場合に該当 △：前面道路20m以上の場合に該当

※工業地域のうち臨港地区に指定されている区域は、前面道路の幅員に関係なく「工業系市街地ゾーン」とする。

## 住居系市街地ゾーン

景観形成基準はP20から

本編  
3-14～3-24**対象区域** 「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の地区

- ・第一種低層住居専用地域
  - ・第一種中高層住居専用地域
  - ・第二種中高層住居専用地域
  - ・第一種住居地域
  - ・第二種住居地域
- } 幅員20m以上の道路に面する敷地は、沿道系市街地ゾーンに該当します

**景観形成の基本テーマ****「豊かな生活環境が感じられるやすらぎある景観」****景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 住宅の規模・形態は、周辺環境と不調和とならないように十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地景観を形成します。また、中高層の建築物は、建物のセットバックやオープンスペースの確保等により、開放的な景観を形成します。
- 住宅地の特性に応じて、スカイラインや建物の外壁の位置、生け垣や擁壁の素材や仕上げを協調し、ゆるやかな秩序が感じられる住宅地景観を形成します。なお、生け垣や擁壁などは、地域で多く使用されている素材や季節を感じることのできる樹種を選択します。
- 建築物は適切な保全をし、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

**◆色彩の方針 →建物の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩はP26の別表1のとおりです。**

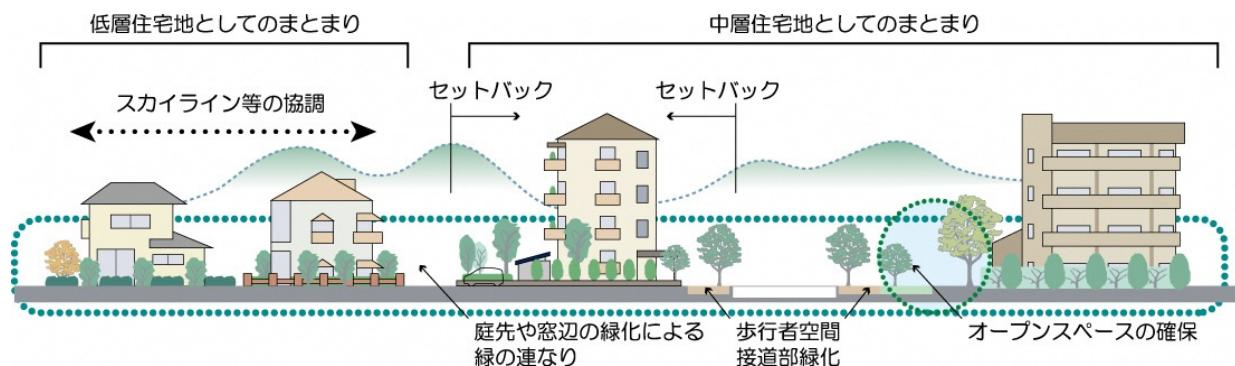
- 建築物の色彩は、現況の住宅地にみられる暖色系の低彩度色を継承し、住宅地にふさわしい暖かさや落ち着きが感じられ、永い時間飽きがこないようなやすらぎのある色彩景観を形成します。

**◆みどりの方針**

- 生垣や庭木の植栽、フラワーポットの設置などによる敷地内の緑化及び維持管理により、うるおいのある住宅地の景観を形成するとともに、季節感を演出します。
- また、市街地やその周辺の農地(都市農地)が、緑地としての機能を發揮し、良好な景観を形成するよう、積極的に保全・活用します。

**◆屋外広告物の方針**

- 住宅地としてのゆとりやうるおいのある景観を維持・創出するよう配慮します。

**住居系市街地ゾーンのイメージ**

**商業系市街地ゾーン**

景観形成基準は P20 から

本編  
3-25~3-35**対象区域** 「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の地区

- ・商業地域
- ・近隣商業地域…幅員 20m以上 の道路に面する敷地は、沿道系市街地ゾーンに該当します

**景観形成の基本テーマ**

「地区の個性を活かした賑わいと活力ある景観」

**景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 駅周辺の生活空間は、地域への愛着が持てるよう、建物の外壁、外構、緑化の工夫や維持管理、地域の美化活動などにより、美しくきれいな景観形成を進めます。
- 商店街は、建物の低層部は明るく開放的な形態意匠とする、店先に草花を飾る、前面の道路とは極力段差を設けないなど、歩行者が親しみの持てる景観を形成します。
- 建物の建替えの際には、周囲の既存の建物と調和させ、新旧の建物や看板が調和した、歩いて楽しくなる魅力ある通りの景観を形成します。
- 商店街は、旧東海道の歴史や社寺などの歴史的資源を活かし、それらと調和する落ち着いた建物にすることなど、地域の個性を大切にした商業空間づくりを進めます。
- 地場産業が集積する通りは、伝統工芸の職人や生産地問屋の町として形成されてきた歴史を踏まえ、各街区の特性を活かしたイメージアップを図ります。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

**◆色彩の方針** ➡**使用することが望ましい色彩は P26 の別表1のとおりです。**

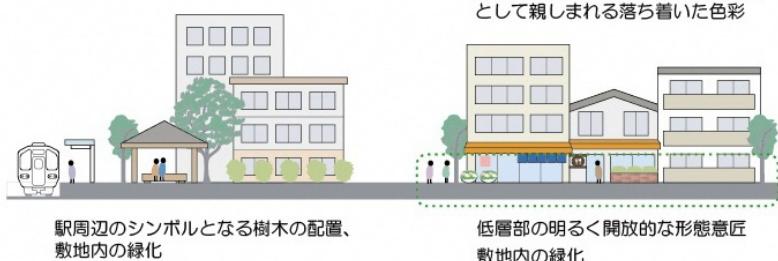
- 住宅地では、建築物の色彩は、現況の住宅地にみられる暖色系の低彩度色を継承し、住宅地にふさわしい暖かさや落ち着きが感じられ、永い時間飽きがこないような色彩景観を形成します。
- 商店街では、建築物の色彩は、低層部を中心に華やかさのある演出を取り入れながらも、基調となる部分については落ち着いた中・低彩度色を基本とし、住宅地に近接する身近な商業地として親しまれる色彩景観を形成します。

**◆みどりの方針**

- 外構部の緑化や店先や庭先へのフラーーポットの設置、壁面・屋上緑化及び維持管理により、沿道部などでうるおいを感じられる景観を形成します。

**◆屋外広告物の方針**

- 賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するよう配慮します。

**商業系市街地ゾーンのイメージ**

**工業系市街地ゾーン**

景観形成基準はP20から

本編  
3-36~3-46**対象区域** 「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の地区

- ・準工業地域 }
- ・工業地域 } 幅員20m以上の道路に面する敷地(工業地域のうち臨港地区は除く)は、沿道系市街地ゾーンに該当します
- ・工業専用地域

**景観形成の基本テーマ****「明るさと、親しみが感じられる景観」****景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 工業施設は、周辺の建築物相互の規模や形態に配慮し、工業地としてのまとまりが感じられる景観を形成します。また、敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互の形態や意匠の調和を図ります。
- 工業施設の外観は、規模に応じて分節化するなど、親しみが感じられる外観とします。
- 住工が複合した市街地では、工場などは、住宅地に対して圧迫感等を軽減させ、良好な地域環境を創出するため、オープンスペースや緩衝緑地帯等を確保したり、施設のセットバックや分節化などを行います。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

**◆色彩の方針 → 使用することが望ましい色彩はP26の別表1のとおりです。**

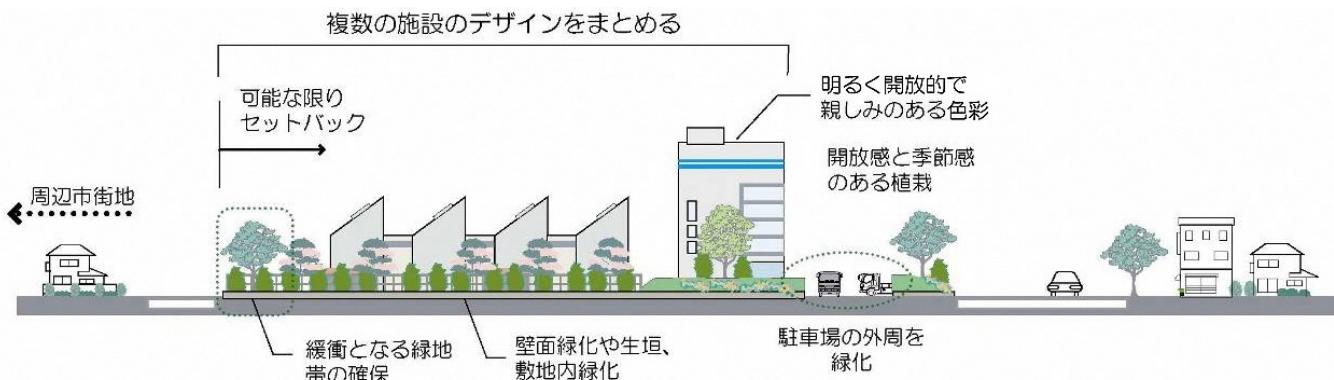
- 工業施設の色彩は、白やライトグレーなど高明度・低彩度の色彩を基調とし、エントランスの周辺や建物頂部など、建築物の形態や意匠にあわせてアクセントとなる色彩を導入するなど、工場地にありがちな閉鎖的な印象を軽減し、明るく開放的で親しみのある色彩景観を形成します。

**◆みどりの方針**

- 敷地の外周や駐車場の周囲には積極的に緑化を行うとともにそれら植栽等の維持管理を適切に行うことで、うるおいが感じられる景観を形成します。また、接道部に垣や柵などを設置する場合は、可視性の高いフェンス等により敷地内の緑化が視認できるよう配慮し、ブロック塀等は設置しないようにします。

**◆屋外広告物の方針**

- 親しみが感じられる景観を形成するよう配慮します。

**工業系市街地ゾーンのイメージ**

## 沿道系市街地ゾーン

景観形成基準はP20から

本編  
3-47~3-57**対象区域** 「重点地区」、「都市景観促進地区」を除く下記の地区

- ・準住居地域
- ・第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域で、幅員 20m以上の道路に面する敷地(ただし、工業地域のうち臨港地区を除く)

**景観形成の基本テーマ**

「賑わいの中にもゆるやかな秩序が感じられる景観」

**景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 建築設備や屋外広告物等は建築物と一体的なデザインとし、整然とした沿道景観を形成します。
- 建築物や工作物、屋外広告物は、隣接する建築物と、規模や高さ、配置などを協調し、ゆるやかな秩序が感じられる沿道景観を形成します。
- 幹線通路から山並みが見通せる場合は、その見通しを確保するため、建築物の配置や規模・形態及び屋外広告物の表示・掲出方法を配慮します。特に富士山が見通せる場合は、富士山の視認性や印象を阻害しないよう、十分に配慮します。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

**◆色彩の方針 →使用することが望ましい色彩はP26の別表1のとおりです。**

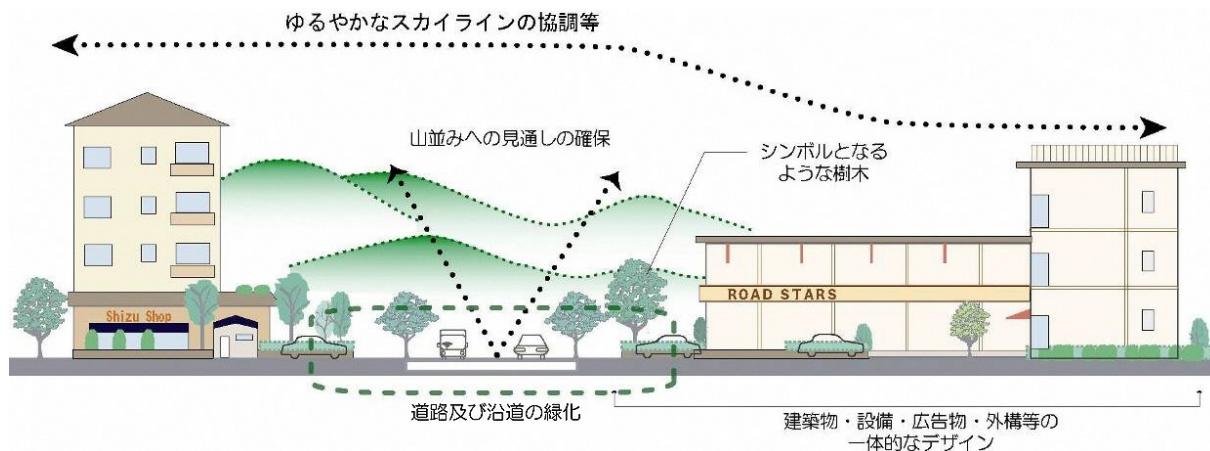
- 建築物の色彩は、ドライバーの視線を眩惑するような高彩度色を避け、接道側の植栽やシンボルツリーの緑と調和する中・低彩度の色彩を基本とし、沿道の賑わいの中にも一定の秩序が感じられるような色彩景観を形成します。

**◆みどりの方針**

- 幹線道路に面した敷地境界線では、低木や生け垣などを配置するとともに維持管理し、うるおいのある景観を形成します。また、施設規模に応じて、エントランス周辺での高木の配置など、沿道景観のシンボルとなるよう緑化を図ります。

**◆屋外広告物の方針**

- 賑わいの中にも、ゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するよう配慮します。

**沿道系市街地ゾーンのイメージ**

## 田園・緑地景観ゾーン

景観形成基準はP20から

本編  
3-58~3-68**対象区域** 「重点地区」を除く下記の地区

- 市街化調整区域の全域

**景観形成の基本テーマ****「緑豊かなうるおいのある景観」****景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 建築物は低層を基調とし、田園・緑地景観や後背の山並みと調和した形態やスカイラインを形成します。特に、山際や水辺、まとまった農地に隣接する建築物は、十分に配慮します。
- 丘陵地における建築物は、地形に沿い、極力、法面を生じないように配慮します。また、塀や擁壁を設けるときは、自然素材を活用するなど、田園・緑地景観との調和に配慮します。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

**◆色彩の方針 → 使用することが望ましい色彩はP26の別表1のとおりです。**

- 建築物の色彩は、木材や土壁、石材などの自然素材にみられる、暖色系の中明度、低彩度色を基本とし、周辺の緑から突出しないように適切な分節化を図るなど、田園・緑地景観の存在を妨げない穏やかな色彩景観を形成します。
- また、積極的に勾配屋根を取り入れ、既存集落地などで多く用いられているいぶし瓦やそれに近い灰色、黒色、こげ茶色などを基本とするなど、周囲の緑よりも鮮やかさや明るさを抑えた融和的な色使いにより、周辺になじむ色彩景観を形成します。

**◆みどりの方針**

- 良好な田園・緑地景観を守り、継承していくため、農地の適切な管理、耕作放棄地の解消、山の斜面への無秩序な開発を抑制とともに、グリーンツーリズムを推進するなど、農地や緑地を適切に維持・活用します。
- また、敷地内の積極的な緑化を推進するとともに維持管理し、ゆとりやうるおいが感じられる豊かな緑の景観を形成します。緑化においては、樹種を多様化するとともに地域の環境に適した在来種や地域になじんだ樹木を基本とします。

**◆屋外広告物の方針**

- 市街地にうるおいやすらぎを与え、良好な田園・緑地景観と調和した景観を形成するよう配慮します。

**田園・緑地景観ゾーンのイメージ**

**自然景観ゾーン**

景観形成基準はP20から

本編  
3-69~3-78**対象区域** 「重点地区」を除く下記の地区

- ・都市計画区域外の全域

**景観形成の基本テーマ****「雄大な山地景観の保全」****景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 建築物は低層とし、後背の山並みと調和した形態やスカイラインを形成します。また、建築物は、地形に沿い、極力、法面を生じないように配慮します。また、塀や擁壁を設けるときは、自然素材を活用するなど、自然景観との調和に配慮します。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

**◆色彩の方針 →使用することが望ましい色彩はP26の別表1のとおりです。**

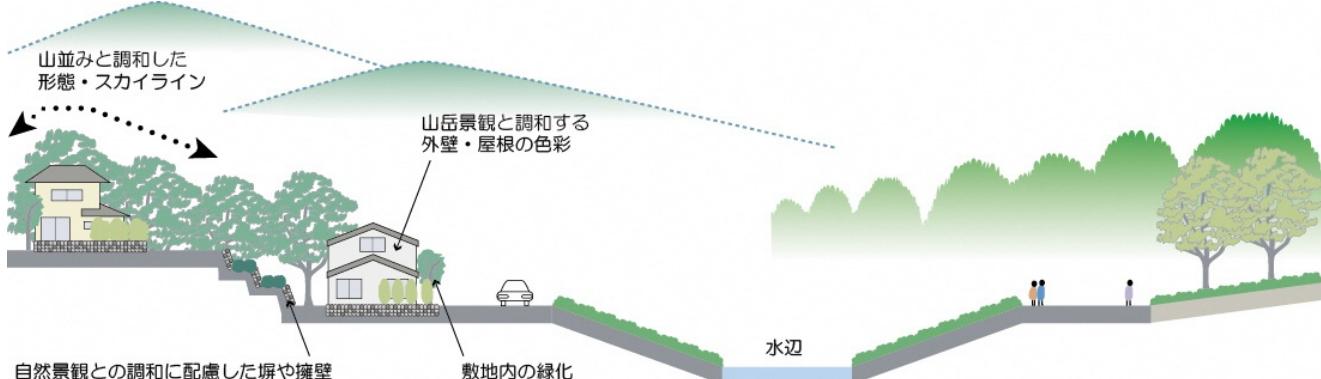
- 建築物の色彩は、木材や石材などの自然素材を積極的に採り入れるとともに、四季折々に様相を変える山岳景観の中で地色となりうる、岩盤や土、樹木の幹などと共通性のある、中明度、低彩度の色彩を基本とし、山岳景観の中にさりげなくたたずみ周囲と同化する色彩景観を形成します。

**◆みどりの方針**

- 森林や農地の適切な管理、耕作放棄地の解消、自然景観に影響を及ぼす無秩序な開発の抑制、グリーンツーリズムの推進などにより、豊かな緑の景観を維持・活用します。
- 斜面緑地の建築物や工作物は、敷地内の積極的な緑化を推進するとともに維持管理し、豊かな自然景観との調和を図ります。緑化においては、樹種を多様化するとともに地域の環境に適した在来種や地域になじんだ樹木を基本とします。

**◆屋外広告物の方針**

- 雄大な自然景観を損ねないよう配慮します。

**自然景観ゾーンのイメージ**

## 静岡駅周辺ゾーン

景観形成基準はP20から

本編  
3-79～3-89**対象区域** 「重点地区」を除く下記の地区

- ・静岡市立地適正化計画の  
集約化拠点形成区域(静岡駅周辺地区)

**景観形成の基本テーマ****「風格と賑わいを感じる歴史文化の拠点にふさわしい景観」****景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 駿府城公園をはじめ歴史的資源の周辺では、建築物の形態や素材、色彩などを工夫し、城下町や宿場町として栄え、現在に至るまでの静岡の中心市街地の歴史を大切にしたまち並み形成を進めます。
- 駅前の建築物は市の顔としてふさわしい、シンボルとなる景観を形成するとともに、駅を出てまちの方向性がわかりやすいよう、建築物の配置や形態などにより、駅に接続する通りに向けた見通しを確保します。また、隣接する建築物の配置、形態などを相互に協調させることにより、まとまりや秩序の感じられるまち並みを形成します。
- 店舗が建ち並ぶ通り沿いの建築物は、周辺と調和したデザイン、賑わいやうるおいの演出などにより、訪れる人にとって魅力ある景観を形成します。
- また、大規模な商業施設が賑わいをみせる一方で、公園や歩道等の公共空間を憩いの場として活用し、人々が集うまち並みを形成します。
- 大規模な商業施設、業務施設、宿泊施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まり賑わいのあるまち並みを形成します。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。



駿府城公園周辺のまち並み



日よけテント（オーニング）のデザインの統一により、商店街の連続性を創出



近代建築物と調和が図られている外壁色



色彩等の協調が感じられる通り沿いのまち並み

**◆色彩の方針 → 使用することが望ましい色彩はP26の別表1のとおりです。**

- 建築物の色彩は、基調となる部分については品格が感じられる中・低彩度色を基本とし、隣接する建築物等と色相や明度、彩度を協調するなどして商業地・業務地としての連続性が感じられる色彩景観を形成します。

**◆みどりの方針**

- 外構部や店先の緑化、大規模な商業・業務地においては、通りや建物、空地など周辺のスケールに合わせて中高木と草木植物によるメリハリのある植栽、壁面・屋上緑化を行うとともに適切な維持管理により、うるおいの感じられる沿道景観、良好な都市景観を創出します。
- また、現存する高木の並木等については、地域の重要な景観資源として適切な維持管理を行います。

**◆屋外広告物の方針**

- 歴史などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、駅周辺のイメージアップにつながる景観を形成するよう配慮します。

## 清水駅周辺ゾーン

景観形成基準はP20から

本編  
3-90~3-101**対象区域** 「重点地区」を除く下記の地区

- ・静岡市立地適正化計画の  
集約化拠点形成区域(清水駅周辺地区)

**景観形成の基本テーマ**

「海洋文化拠点の魅力を高めるウォーターフロントの景観」

**景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 海から見える建築物などは、形態や色彩に統一性を持たせることで、背後に見える豊かな自然との調和を図ります。また、港を象徴する施設の特性を活かすとともに、夜間景観への配慮により、港の躍動感など海に向かった都市の顔となる景観を形成します。
- 木造石張りの倉庫群など歴史的建造物が映えるよう、建築物の高さ、素材、位置などを周辺のまち並みと調和させ、地域の歴史を感じる個性豊かな景観を形成します。
- また、建築物の側面と正面の素材の協調など、港町の楽しさを演出するよう景観上の配慮を行います。
- JR 清水駅周辺や国道 149 号(さつき通り)などの主要な通り沿道では、建築物の外壁、門扉などは、周辺のまち並みと調和するとともに、歩行者からの見え方に配慮したデザインとし、落ち着きやゆとりのある景観を形成します。また、オープンスペースの確保などにより、道路空間と連続性があり、明るく活気のある景観を形成します。
- 清水駅前銀座、清水銀座、清水港町商店街(エスパルス通り)、次郎長通り商店街といった商店街は、地域の特色を活かしたまち並みづくりや低層部の賑わいの創出などにより、港町の雰囲気が感じられ、歩いて楽しい景観を形成します。
- 巴川沿いは、水辺に面する外壁や開口部の形態意匠の工夫、夜間照明の演出などにより、開放感や賑わいが感じられ、魅力ある水辺の景観を形成します。
- 旧東海道沿いでは、歴史資源を活かしつつ、うるおいのある歩道空間とし、歩きたくなる景観づくりを進めます。
- 大規模な商業施設、業務施設、宿泊施設などは、通りに面する外壁や扉や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まりやすい景観を形成します。また、港をはじめ海洋文化都市を印象づける周辺の景観資源と調和するよう形態、色彩、素材を配慮します。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。



清水港周辺の商業施設

**◆色彩の方針 → 使用することが望ましい色彩はP26の別表1のとおりです。**

- 建築物などの海から見える部分に使用する色彩は、背後に見える自然との調和に配慮します。道路から見える部分に使用する色彩は、周辺に圧迫感を与えない色彩となるよう配慮します。
- 清水港一帯(臨港地区)とその周辺では、「清水港・みなと色彩計画」における地区全体の色彩誘導と連携し、同計画の区域については、同計画の色彩を優先し、港湾施設などの人工物と富士山や駿河湾などの自然とが調和した世界に誇る美しいみなとまちづくりを推進します。



みなと色彩計画による色彩誘導

**◆みどりの方針**

- 外構部や店先の緑化、大規模な商業・業務地における中高木の植栽、壁面・屋上緑化及び維持管理により、港から清水駅周辺へと連続する緑の景観を形成します。

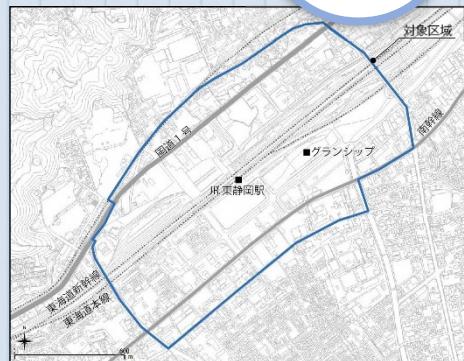
**◆屋外広告物の方針**

- 海辺などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成します。

## 東静岡駅周辺ゾーン 景観形成基準はP20から

本編  
3-102~3-112

- 対象区域** 「重点地区」を除く下記の地区
- ・ 静岡市立地適正化計画の  
集約化拠点形成区域(東静岡駅周辺地区)

**景観形成の基本テーマ**

「『文化とスポーツの殿堂』にふさわしい美しく風格ある景観」

**景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 建築物や工作物の配置や形態は、富士山や日本平、谷津山への眺望に配慮したものとともに、敷地内に新たな視点場を確保するよう努め、富士山などの眺望を将来にわたり確保します。
- 国道1号、南幹線の沿道では、隣接する建築物や工作物は色彩やデザインを協調し、主要な通りから見える壁面や建築設備等を修景することにより、沿道景観を向上します。
- 店舗の正面の開放的な店構え、低層部の夜間の照明、壁面後退によるオープンスペースの有効活用などにより、賑わいと風格のある通り景観の創出を図ります。
- 大規模な商業施設、業務施設、宿泊施設などは、通りに面する外壁や扉や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮し、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出するなど、多くの人が集まり、賑わいを演出する景観を形成します。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。



東静岡駅周辺のまち並み



落ち着いた配色の建築物



グラシップ展望ロビーからの富士山の眺望

**◆色彩の方針 ➔ 使用することが望ましい色彩はP26の別表1のとおりです。**

- 教育文化拠点を印象づける周辺の景観資源と調和するよう、建築物の基調となる部分について品格の感じられる落ち着いた色彩を用いるとともに、効果的に低層部へ華やかさを演出します。

**◆みどりの方針**

- 市道東静岡中央線のケヤキ並木をゾーンの緑のシンボルとし、敷地内の道路から見える位置への緑化、主要な通りの終端への視線を引きつける中高木の植栽、建築物の壁面や屋上の緑化など、沿道の建築物にあった緑化及び維持管理を図ります。



通りに面して表情のあるデザインとなっている駐車場階の目隠しルーバー

**◆屋外広告物の方針**

- 富士山眺望、文化やスポーツ施設の集積などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するよう配慮します。

## 草薙駅周辺ゾーン 景観形成基準はP20から

本編  
3-113~3-124**対象区域** 「重点地区」を除く下記の地区

- ・静岡市立地適正化計画の  
集約化拠点形成区域(草薙駅周辺地区)

**景観形成の基本テーマ****「文教地区のブランド力を高める景観」****景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 文教施設や周辺の景観と調和するよう、建築物の形態、壁面の位置、高さなどの協調を図り、文教地区にふさわしい落ち着きとゆとりを感じられる景観を形成します。
- 塀・柵等の高さ、形態を工夫し、敷地境界から後退させるなど、安全に誰もが歩ける空間づくりを図ります。また、玄関灯の設置、通りに面する照明の色温度、植栽や店舗のライトアップなど、夜間景観を向上し、安心して歩きたくなるあかり空間づくりを推進します。
- JR 草薙駅南口から南幹線までの沿道は、建築物や広告物のデザインの協調、敷地境界からの後退、賑わいやあかりの演出などにより、まち並みの連続性を確保し、昼夜ともに歩きたくなる景観を創出します。
- JR 草薙駅北口から国道1号までの沿道は、緑化、建築物や外構のデザインの協調、敷地境界からの後退などにより、落ち着きのある高質な駅前広場の空間を創出するとともに、地域の庭として人が集い交流する景観を創出します。
- 準工業地域などにおける土地利用転換による大規模な開発に当たっては、周辺地域の景観特性を十分に把握し、建築物などの高さ、形態などに配慮します。
- 大規模な商業施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、歩道と一体となった歩行者空間やオープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まりやすい景観を形成します。また、歴史文化や自然資源を活かすとともに、教育文化拠点を印象づける周辺の景観資源と調和するよう形態、色彩、あかり、素材を配慮します。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。



ブラウン系を基調とすることで文化を感じるまち並みを形成



暖色系の光源により、温かみのある夜間景観を演出



道路側にオープンスペースを設けることで周辺のまち並みに配慮

**◆色彩の方針 → 使用することが望ましい色彩はP26の別表1のとおりです。**

- 建築物の色彩は、県立美術館や県立大学などの文教施設が使用しているブラウン系を基調としつつ、周辺の建築物が用いている色彩とそろえることで、まち全体で統一した印象を感じられるよう配慮します。

**◆みどりの方針**

- 外構部や店先の緑化、大規模な商業・業務地における中高木の植栽、壁面・屋上緑化及び維持管理により、まちなかの居心地の良い緑の確保を図ります。

**◆屋外広告物の方針**

- 文教地区としての個性を尊重し、落ち着きとゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するよう配慮します。

## 駿河区役所周辺ゾーン 景観形成基準は P20 から

本編  
3-125~3-135**対象区域** 「重点地区」を除く下記の地区

- ・静岡市立地適正化計画の  
集約化拠点形成区域(駿河区役所周辺地区)

**景観形成の基本テーマ****「歴史と文化を活かし、賑わいとうるおいを感じる景観」****景観形成方針(法第8条第3項)****◆建築物の方針**

- 駿河区役所周辺は、建築物の形態や正面の外観、開口部の形状などを協調するなどにより、建物群の調和やまとまりに配慮し、地域拠点にふさわしい景観を形成します。
- 登呂遺跡周辺では、遺跡や文化施設の趣に配慮するとともに、周辺の景観と調和するよう、落ち着いた建築物の形態とし、文化的な雰囲気やまとまりが感じられるまち並みを形成します。
- 主要な通り沿いでは、道路に面したオープンスペースの確保など、歩行者の回遊性を高めます。また、店先や公開空地などは、前面の道路と極力段差を設けないなど、歩いて外出したくなる安全性や快適性の確保に配慮します。
- 大規模な商業施設などは、通りに面する外壁や塀や柵などが閉鎖的な印象とならないよう配慮したり、オープンスペースなど人々が交流できる空間を創出したりなど、多くの人が集まりやすい景観を形成します。また、周辺の景観資源と調和するよう形態、色彩、素材を配慮します。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。



駿河区役所周辺のまち並み



落ち着いた色彩のまち並み



公共施設と民有地の一体的な緑化により良好なまち並みを形成

**◆色彩の方針 ➔ 使用することが望ましい色彩は P26 の別表1のとおりです。**

- 建築物の色彩は、現況のまち並みにみられる暖色系の低彩度色を継承し、良好な生活環境にふさわしい暖かさや落ち着き、歴史的文化的な雰囲気が感じられる色彩景観を形成します。

**◆みどりの方針**

- 建物の規模等に応じて、シンボルとなる樹木の配置、壁面や窓辺の緑化などを行うとともに維持管理し、街路樹や公園と一体となった緑豊かな環境やうるおいのある景観を形成します。
- また、店先には、草花を飾るなど、季節感を演出します。



高さを抑えることで歴史文化遺産に配慮

**◆屋外広告物の方針**

- 多くの人々が集う場にふさわしい、落ち着きとゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するよう配慮します。

## 安倍川駅周辺ゾーン 景観形成基準は P20 から

本編  
3-136~3-146

**対象区域** 「重点地区」を除く下記の地区

- 静岡市立地適正化計画の  
集約化拠点形成区域(安倍川駅周辺地区)



### 景観形成の基本テーマ

「駅周辺の賑わいと親しみを感じる魅力ある景観」

### 景観形成方針(法第8条第3項)

#### ◆建築物の方針

- 駅舎や後背の山並みと調和するような建築物の形態意匠、(都)みずほ東新田線の無電柱化に合わせてすっきりとした建築物の外観、道路に面した敷地部分へのオープンスペースの確保などにより、駅とのつながりや歩行者の視点に配慮した景観を形成します。
- 店舗やサービス施設等は開放的な造りとし、店先にはベンチを設置するなど、憩いの空間を創出します。また、店舗等における間接照明やアプローチライトの設置、住宅におけるガーデンライトや門灯の設置など、夜間照明に配慮します。
- 住宅の規模・形態は、周辺環境と不調和とならないよう十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地景観を形成します。また、中高層の建築物は、セットバックやオープンスペースの確保等により、開放的な景観を形成します。
- 水辺の自然景観と調和するよう、丸子川沿いの建築物などは落ち着いた形態とし、地域の魅力ある水辺景観の維持向上を図ります。
- 建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

#### ◆色彩の方針 ➔ 使用することが望ましい色彩は P26 の別表1のとおりです。

- 建築物の色彩は、現況のまち並みにみられる暖色系の低彩度色を継承し、暖かさや落ち着きが感じられ、永い時間飽きがこないような色彩景観を形成します。

#### ◆みどりの方針

- 敷地内を緑化(特に道路に面する部分)し、適切に維持管理することにより、歩く楽しみのある駅前の良好な景観、うるおいのある生活環境、水辺空間や公園との連続性を形成します。

#### ◆屋外広告物の方針

- 多くの人々が集う場にふさわしい、落ち着きとゆるやかな秩序が感じられる景観を形成するよう配慮します。



落ち着きが感じられる暖色系の色彩の建築物



駅前広場に面してすっきりとした表情の建物



歩道にうるおいをもたらす緑化



セットバックしてオープンスペースを創出した店舗

# 景観形成基準(行為の制限)(法第8条第2項第2号)

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準です。

**【凡例】**※適用するゾーンのマークは、各ゾーンの頭文字を表しています。

土地利用別地区…	住 沿	住居系市街地ゾーン、 沿道系市街地ゾーン、	商 田	商業系市街地ゾーン、 田園・緑地景観ゾーン、	工 自	工業系市街地ゾーン、 自然景観ゾーン
都市景観促進地区…	静 草	静岡駅周辺ゾーン、 草薙駅周辺ゾーン、	清 駿	清水駅周辺ゾーン、 駿河区役所周辺ゾーン、	東 安	東静岡駅周辺ゾーン 安倍川駅周辺ゾーン

**〔建築物・工作物〕**（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針	景観形成基準	適用するゾーン
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源※1・景観資源※2の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性</li> <li>地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化</li> <li>前面道路の形状や通りからの見え方</li> <li>前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え</li> <li>建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感</li> <li>地域で多く使用されている色彩や素材</li> </ul> <p>・富士山の眺望の確保に努める</p>	<span style="color: yellow;">住</span> <span style="color: purple;">商</span> <span style="color: blue;">工</span> <span style="color: orange;">沿</span> <span style="color: green;">田</span> <span style="color: lightgreen;">自</span> <span style="color: blue;">静</span> <span style="color: cyan;">清</span> <span style="color: red;">東</span> <span style="color: lightblue;">草</span> <span style="color: brown;">駿</span> <span style="color: lightbrown;">安</span>
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする	○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。	<span style="color: yellow;">住</span> <span style="color: purple;">商</span> <span style="color: blue;">工</span> <span style="color: orange;">沿</span> <span style="color: green;">田</span> <span style="color: lightgreen;">自</span> <span style="color: blue;">静</span> <span style="color: cyan;">清</span> <span style="color: red;">東</span> <span style="color: lightblue;">草</span> <span style="color: brown;">駿</span> <span style="color: lightbrown;">安</span>
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	<p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園やオープンスペース※3に隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。</li> <li>隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。</li> <li>中高木を植栽する場合は、樹種や位置を配慮し、周囲の街路樹との協調に努める。</li> </ul>	<span style="color: yellow;">住</span> <span style="color: purple;">商</span> <span style="color: blue;">工</span> <span style="color: orange;">沿</span> <span style="color: blue;">静</span> <span style="color: cyan;">清</span> <span style="color: red;">東</span> <span style="color: lightblue;">草</span> <span style="color: brown;">駿</span> <span style="color: lightbrown;">安</span>
	○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。	<span style="color: yellow;">住</span> <span style="color: purple;">商</span> <span style="color: blue;">工</span> <span style="color: orange;">沿</span> <span style="color: blue;">静</span> <span style="color: cyan;">清</span> <span style="color: red;">東</span> <span style="color: lightblue;">草</span> <span style="color: brown;">駿</span> <span style="color: lightbrown;">安</span>
	○里山などの山並み、海辺、水辺等の自然資源に対して、開放感のある配置とする。	<span style="color: green;">田</span> <span style="color: lightgreen;">自</span>
	○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。	<span style="color: yellow;">住</span> <span style="color: green;">田</span> <span style="color: lightgreen;">自</span> <span style="color: blue;">草</span> <span style="color: brown;">駿</span> <span style="color: lightbrown;">安</span>
景観資源を保全する、引き立てる	<p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑化による修景を行う。</li> <li>景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。</li> <li>屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。</li> <li>屋根や外壁の色彩は、色相※4や彩度※5などを協調する。</li> </ul>	<span style="color: yellow;">住</span> <span style="color: purple;">商</span> <span style="color: blue;">工</span> <span style="color: orange;">沿</span> <span style="color: green;">田</span> <span style="color: lightgreen;">自</span> <span style="color: blue;">静</span> <span style="color: cyan;">清</span> <span style="color: red;">東</span> <span style="color: lightblue;">草</span> <span style="color: brown;">駿</span> <span style="color: lightbrown;">安</span>
	○富士山や市街地周辺の里山等への見通しを確保するような建築物の配置や規模・形態を工夫する。	<span style="color: orange;">沿</span>

※1「自然資源」 山、山並み、樹木、水辺等の自然的な要素のこと。

※3「オープンスペース」 建物が建っていない土地（公園や広場、農地など）の総称。又は、敷地内の空地のこと。

※2「景観資源」 地域のシンボルとなる建築物や工作物、樹木等であり、地域の景観形成を進める上で手がかりの1つとなる資源のこと。

配慮指針	景観形成基準	適用するゾーン
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	○建築物の屋上設備や塔屋は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。 ・通り(清水駅周辺ゾーンにおいては、「通りや水辺」)から直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー※1や緑化による修景などを行う。	住 静 商 清 工 東 沿 草 田 駿 自 安
	○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。	住 田 自
	○水上や周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮した規模とする。 ○水辺沿いでは、隣接する建物との間隔の確保、水域側へオープンスペースの確保など、水辺への開放感が得られる配置に努める。	清
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。 ・外壁面の意匠(開口部の形状等)  ・地域の景観特性に応じたスカイライン※2の形成  ・駅や駅前広場からの見え方に配慮したスカイラインの形成  ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置  ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保	住 静 商 清 工 東 沿 草 田 駿 自 安
	○店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。 ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。	住 静 商 清 工 東 沿 草 田 駿 自 安
	○店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。 ・低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。	商 東 草
	○商業施設では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。 ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。	静 清
	○商業施設では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。 ・低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。  ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。	静
	・歩道や水辺に面する部分では、施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。	清
	○集落が持つスケール感を尊重し、低層を基調とする。 ○接道部では、自然素材の活用に努める。	田 自

※1「ルーバー」 壁や天井の開口部の直射日光や通風を加減するため、羽板(はいた)を縦または横に組んで取り付けたもののこと。又は、建築物の屋上の塔屋や建築設備などの目隠しのために設置する羽板のこと。

※2「スカイライン」 山や建築物群などが空を区切ってつくる輪郭線のこと。

## 景観形成基準

配慮指針	景観形成基準	適用するゾーン
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	<p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁や外構は、歴史文化の拠点にふさわしい風格と落ち着きが感じられる素材や、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。</li> </ul>	静
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁や外構は、文教施設や地域の建築物で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。</li> <li>・特に低層部は周辺の建築物との協調に努める。</li> <li>・外壁に使う色の数はできるだけ少なくし、派手な色彩の利用は極力控える。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中高層部の外壁は彩度を落とし、風格のあるまち並みづくりに配慮する。華やかさのある演出は低層部で取り入れる。</li> </ul>	東
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、[別表2]の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる[別表1]の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>-着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積※の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。</li> <li>-法令に基づく許可基準等により、地区的色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区的計画により色彩基準等が定められている場合。</li> <li>-建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上[別表2]の色彩が適当でない場合で、色相 10R～4.9YR、彩度2以下(その他の有彩色は彩度1以下)かつ良好な景観形成に資する場合。</li> </ul> </li> </ul>	
	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める</p>
<p>○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。</p>		
<p>○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。</p>		商
<p>○幹線道路に面する商業施設では、間接照明の導入、街路に光がこぼれるような演出に努める。</p>		沿
<p>○周辺に近代建築物など歴史的景観資源やエリアを象徴する等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。</p>		静
<p>○水辺の建築物は、水面への映り込みを意識した照明計画により、魅力的な夜景の演出に努める。</p>		清

※「見付面積」 建築物の梁間方向(小屋梁と平行の方向)、けた行き方向(小屋梁と直角の方向)の鉛直投影面積(真横から見た時の面積)。立面図に見える面積。

配慮指針	景観形成基準	適用するゾーン
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	街角の個性を演出する <ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性※1の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボルとなる樹木等を植栽する。</li> <li>・空地や広場を確保する。</li> </ul> </li> <li>・商業施設では、ショーウインドウなどにより賑わいを演出する。</li> </ul>	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">住</span> <span style="background-color: #e67e22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">商</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">工</span> <span style="background-color: #f1c439; border-radius: 50%; padding: 2px;">沿</span> <span style="background-color: #82e0AA; border-radius: 50%; padding: 2px;">田</span> <span style="background-color: #2ecc71; border-radius: 50%; padding: 2px;">自</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">静</span> <span style="background-color: #e67e22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">清</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">東</span> <span style="background-color: #f1c439; border-radius: 50%; padding: 2px;">草</span> <span style="background-color: #2ecc71; border-radius: 50%; padding: 2px;">駿</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">安</span>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅前広場に面する場合は、駅前広場側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置となるよう配慮する。</li> </ul>	<span style="background-color: #e67e22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">商</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">静</span> <span style="background-color: #e67e22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">清</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">東</span> <span style="background-color: #f1c439; border-radius: 50%; padding: 2px;">草</span> <span style="background-color: #2ecc71; border-radius: 50%; padding: 2px;">駿</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">安</span>
		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">安</span>
公共空間や通り景観と一体となつた景観を形成する	ヒューマンなスケール感※2を大切にする <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置や形態などの工夫により分節化を行う。</li> <li>・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。</li> <li>・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック※3させる。</li> </ul> </li> <li>○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。</li> <li>・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。</li> <li>・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。</li> </ul> </li> </ul>	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">住</span> <span style="background-color: #e67e22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">商</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">工</span> <span style="background-color: #f1c439; border-radius: 50%; padding: 2px;">沿</span> <span style="background-color: #82e0AA; border-radius: 50%; padding: 2px;">田</span> <span style="background-color: #2ecc71; border-radius: 50%; padding: 2px;">自</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">静</span> <span style="background-color: #e67e22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">清</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">東</span> <span style="background-color: #f1c439; border-radius: 50%; padding: 2px;">草</span> <span style="background-color: #2ecc71; border-radius: 50%; padding: 2px;">駿</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">安</span>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</li> <li>○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから直接見えない位置に配置する。</li> <li>・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。</li> </ul> </li> <li>○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</li> </ul>	<span style="background-color: #e67e22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">商</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">静</span> <span style="background-color: #e67e22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">清</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">東</span>
		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">静</span>
付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機が見えないよう工夫する。</li> <li>○自動販売機は、建物と一体的に設置するよう配慮し、色彩は建築物や周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> <li>○外壁のない立体駐車場は、ルーバーの設置、樹木の配置などにより、構造物のうち道路に面する部分の過半もしくは目線の高さ以上まで直接露出しないよう修景する。</li> </ul>	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">住</span> <span style="background-color: #e67e22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">商</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">工</span> <span style="background-color: #f1c439; border-radius: 50%; padding: 2px;">沿</span> <span style="background-color: #82e0AA; border-radius: 50%; padding: 2px;">田</span> <span style="background-color: #2ecc71; border-radius: 50%; padding: 2px;">自</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">静</span> <span style="background-color: #e67e22; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px;">清</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">東</span> <span style="background-color: #f1c439; border-radius: 50%; padding: 2px;">草</span> <span style="background-color: #2ecc71; border-radius: 50%; padding: 2px;">駿</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">安</span>
		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">静</span>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日よけテントやオーニング等は、周辺のまち並みとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。</li> </ul>	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">草</span>

※1「誘目性」 人の目を引きやすい意匠等のこと。誘目性の高い意匠とは、明暗の差が大きいもの、周辺から際だつ色や形態のもの等があげられる。

※2「ヒューマンなスケール感」 人間の感覚や行動を尺度とした都市の空間のことと言い、特に、住宅地や商業地などの景観特性に応じ、公共空間や通りの空間の心地よさを感じるまち並みやスケールのことを指す。

※3「セットバック」 建築物等の壁面を後退させること。

## 景観形成基準

配慮指針	景観形成基準	適用するゾーン
公共空間や通り景観と一体となつた景観を形成する	○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。	住 静 商 清 東 沿 草 駿 安
	○施設の規模・用途に応じ、四季を感じさせる樹木や花木を植栽する。	工
	○庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木などを植栽する。	田 自
	○接道部に植栽するなど、うるおいのある沿道の景観を形成する。	住 田 自 駿 安
	○建物の屋上や壁面などの緑化に努める。	東 草
	○隣接する敷地等が生け垣等で設えられている場合は、その連続性の確保に努める。	草
	○施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の快適性の向上に努める。	商 静 東
	○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。	商 静 清 東
	○エントランス周辺や前面道路側は、オープンスペースの確保や積極的な緑化に努める。	工
	○隣接して住宅地などがある場合は、緩衝となる緑化帯の確保に努める。	
	○前面道路に駐車場がある場合は、その外周を低木や中木などで植栽する。	沿
	○敷地の規模に応じて、シンボルとなるような高木を植栽する。	沿 東
	○水辺に面する部分は、水辺空間をより魅力的に演出するため緑化に努める。	清
	○敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。	住 静 商 清 東 沿 田 駿 安



## 〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準	適用するゾーン
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面※1 緑化等を組み合わせる。</li> <li>・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。</li> </ul> </li> </ul>	

## 〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準	適用するゾーン
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩(ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等)を使用する。</li> <li>○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。</li> </ul>	

## 〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準	適用するゾーン
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩(ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等)や低光沢のメッキ仕上げとする。	

## 〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準	適用するゾーン
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○眺望地点※2 からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。	
	○第2章で位置づける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区(都市計画法第8条第1項第7号)を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。	
	○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどの措置を講じる。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。</li> <li>○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。</li> </ul>	

※1「法面」 切土や盛土により作られる人工的な斜面のこと。

※2「眺望地点」 ある遠景の眺め(眺望)を見る場所のこと。

別表1 景観形成方針(望ましい色彩)

建築物の外壁	色相	明度	彩度
住 住居系市街地ゾーン 安 安倍川駅周辺ゾーン	10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
	2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
	5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下	
	上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下
	8以上の場合	1以下	
	無彩色	制限なし	0
商 商業系市街地ゾーン 沿 沿道系市街地ゾーン 静 静岡駅周辺ゾーン 清 清水駅周辺ゾーン 駿 駿河区役所周辺ゾーン	10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
	2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
	5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下	
	上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下	
	無彩色	制限なし	0
工 工業系市街地ゾーン	10R(OYR)～4.9YR	5以上	2以下
	2.6Y～5Y	5以上8未満の場合	3以下
	5YR～2.5Y	8以上の場合	2以下
	上記以外の有彩色	5以上8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下	
	無彩色	5以上	0
田 田園緑地景観ゾーン 自 自然景観ゾーン	10R(OYR)～4.9YR	8以下	2以下
	2.6Y～5Y	8以下	
	5YR～2.5Y	8以下	3以下
	上記以外の有彩色	8以下	1以下
	無彩色	8以下	0
東 東静岡駅周辺ゾーン	10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
	2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
	5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下	
	上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下	
	無彩色	3以上	0
草 草薙駅周辺ゾーン	10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
	2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
	5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
	8以上の場合	2以下	
	無彩色	制限なし	0

次ページに続く

別表1 景観形成方針(望ましい色彩)

建築物の屋根	色相	明度	彩度
すべてのゾーン 	10R(OYR)～5Y	6以下	4以下
	上記以外の有彩色		2以下
	無彩色		0

工作物の外観	色相	明度	彩度
すべてのゾーン 	有彩色	制限なし	4以下
	無彩色		0



## マンセル表色系について

一般に色彩は、赤や青、黄色などの色名で表しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、景観計画では日本産業規格(JIS)にも採用されている国際的な尺度である[マンセル表色系]を採用しています。

マンセル表色系は、色彩を客観的にとらえる方法として確立されたシステムで、「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによって表現します。

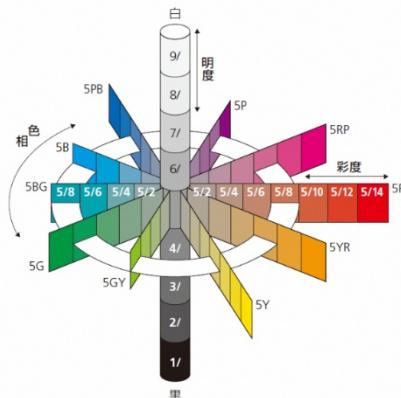
### ■色を表す3つの属性

●色相\*(しきそう)は、いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

●明度\*(めいど)は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明い色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

●彩度\*(さいど)は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。

これら3つの属性を記号化して表すものをマンセル値(マンセル記号)といいます。有彩色は、10YR8.5/1.5のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色はN4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。



**10YR 8.5 / 1.5**

色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ  
10ワイアール 8.5 の 1.5

**N 4.0**

無彩色
明度=明るさ

エヌ 4.0

マンセル記号による色彩の表し方と読み方

\*1「色相」 世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。色相は色みのことをいい、赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10の色相がある。無彩色はNで表す。

\*2「明度」 世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色になる。

\*3「彩度」 世界標準のマンセル表色系は、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になる。

別表2 景観形成基準(色彩の制限)

建築物の外壁	色相	明度	彩度
住 住居系市街地ゾーン	10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	6以下
商 商業系市街地ゾーン	2.6Y～5Y	8以上の場合	4以下
工 工業系市街地ゾーン	5YR～2.5Y	8未満の場合	6以下
沿 沿道系市街地ゾーン		8以上の場合	4以下
田 田園・緑地景観ゾーン	上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
自 自然景観ゾーン		8以上の場合	1以下
	無彩色	制限なし	0
静 静岡駅周辺ゾーン	10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
清 清水駅周辺ゾーン	2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
東 東静岡駅周辺ゾーン	5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下
駿 駿河区役所周辺ゾーン		8以上の場合	3以下
	上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
		8以上の場合	1以下
	無彩色	制限なし	0
草 草薙駅周辺ゾーン	10R(OYR)～4.9YR	8未満の場合	3以下
安 安倍川駅周辺ゾーン	2.6Y～5Y	8以上の場合	2以下
	5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下
		8以上の場合	2以下
	上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下
		8以上の場合	1以下
	無彩色	制限なし	0

建築物の屋根	色相	明度	彩度
すべてのゾーン	10R(OYR)～5Y	7以下	4以下
住 商 工 沿 田 自	上記以外の有彩色		2以下
静 清 東 草 駿 安	無彩色		0

工作物の外観	色相	明度	彩度
住 住居系市街地ゾーン	有彩色	制限なし	6以下
商 商業系市街地ゾーン			
工 工業系市街地ゾーン	無彩色		0
沿 沿道系市街地ゾーン			
田 田園・緑地景観ゾーン	10R(OYR)～5Y	制限なし	6以下
自 自然景観ゾーン	上記以外の有彩色		4以下
			0
静 静岡駅周辺ゾーン	有彩色	制限なし	4以下
清 清水駅周辺ゾーン			
東 東静岡駅周辺ゾーン			
草 草薙駅周辺ゾーン	無彩色		0
駿 駿河区役所周辺ゾーン			
安 安倍川駅周辺ゾーン			

## 第4章 重点地区の指定



本編  
4-1~4-10

この章では、「重点地区」の指定の手続きなどが書かれています。重点地区とは、住民の皆様の合意を図りながら、特に良好な景観形成に取り組む、条例に基づく制度です。地区的個性を活かし魅力を高めるため、良好な景観をつくるルールづくりなどを進めます。

指定済	●宇津ノ谷地区 ●日の出地区 ●駿府城公園周辺地区 ●三保半島地区 ★「重点地区」は、隨時追加指定されるため、「重点地区」の方針や基準は別冊にてまとめています。
候補地区	<b>本市の顔となる拠点地区（商業・業務地区、歴史・文化的拠点、レクリエーション地区等）</b> ○御幸通り沿道地区、○北街道沿道地区、○七間町・人宿町周辺地区、○呉服町通り沿道地区 ○浅間通り沿道地区 ○JR 東静岡駅周辺地区 ○JR 清水駅周辺地区 ○JR 安倍川駅周辺地区 <b>歴史的なまち並みが形成されている地区</b> ○旧丸子宿場周辺地区 ○泉ヶ谷地区 ○蒲原地区 ○由比地区 ○清見寺周辺地区 <b>地域の顔となる商店街</b> ○JR 草薙駅周辺地区 <b>良好な景観形成を図る必要がある住宅地</b> ○県立大学周辺地区 <b>豊かな自然又は田園景観</b> ○麻機遊水地周辺地区 ○平山地区 ○用宗漁港・用宗海岸周辺地区 ○オクシズ（梅ヶ島温泉）地区、○オクシズ（井川湖周辺）地区 <b>新たに市街地を形成する地区</b> ○日本平久能山スマートインターチェンジ周辺地区

図 重点地区及び重点地区候補地区的位置





この章では、「景観重要建造物・樹木」、「地域景観資源（建造物、樹木）」「眺望地点」の指定の方針、保全・活用方策、指定状況などについて書かれています。地域の景観上重要な資源としてシンボルとなる「建造物」や「樹木」、「眺望」などを積極的に保全することで、それらを地域の個性ある景観づくりの核として活用します。

## 景観重要建造物・樹木

景観上重要な資源で、特に重要なものについては、[景観法に基づく指定](#)を行い、所有者の管理義務や現状変更の規制等を行います。

### 指定済の景観重要建造物

- 大村家住宅 ●矢澤煉瓦蔵 ●静岡銀行本店 ●静岡市役所本館
- 清水港テルファー ●静岡県庁本館

### 指定済の景観重要樹木

- 中藁科小学校のイチョウ ●石藏院のお葉付イチョウ ●但沼神社のクス



静岡市役所本館

## 地域景観資源

景観上重要な資源を[静岡市景観条例に基づき指定](#)し、資源の適切な保全、周囲の景観の積極的な形成に取り組みます。（上記の景観法に基づく指定と異なり、所有者の管理義務や現状変更の規制等はありません。）

### 指定済の地域景観資源（建造物）

- 東海道名主の館 ●旧五十嵐歯科医院 ●旧マッケンジー住宅 ●清水灯台



旧五十嵐歯科医院

## 眺望地点

市内の優れた眺望景観が得られる場所を選定し、眺望地点を保全するため、条例に基づく「地域景観資源（眺望地点）」として位置づけます。

### 眺望地点の指定方針

- ①富士山をはじめとする静岡市特有の景観を眺望できること
- ②道路や公園、公共施設など、不特定多数の市民がアクセスできる場所であること

## 眺望地点

### ●富士山の眺望景観

- 1 清水港（遊覧船乗り場付近） 2 三保松原（名勝 鎌ヶ崎付近） 3 薩埵峠

### ●富士山の眺望景観富士山を背景に望む眺望景観

- 4 安倍川橋 5 富士川桜エビ干し場

### ●山並みの眺望景観

- 6 満観峰 7 静岡県立美術館周辺 8 静岡市役所静岡庁舎 17階（展望ロビー）

### ●駿河湾の眺望景観

- 9 久能山

### ●構造物の眺望景観

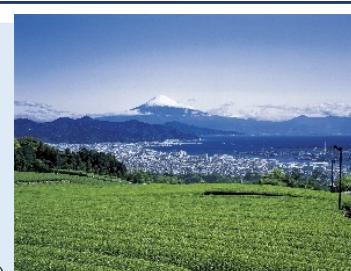
- 10 日本平（清水側） 11 広野海岸公園

### ●自然豊かな、自慢できる眺望景観

- 12 リバウェル井川スキーパーク 13 用宗海岸海水浴場 14 有東木地区のわさび田

### ●夜景がきれいな眺望景観

- 15 梶原山山頂（梶原山公園） 16 日本平山頂（日本平夢テラス）



日本平（清水側）からの眺望

## 第6章 景観に配慮した公共施設等の整備



本編  
6-1～6-6

この章では、本市の良好な景観づくりをリードしていくため、道路、河川、公園等の公共施設、公共建築物を整備するときの考え方について書かれています。計画に明記することで、公共施設等の管理者が、景観上の観点から整備・維持管理し、公共施設等とその周辺のまち並みが一体となって良好な景観の形成を図ることができます。

### 公共施設（道路、河川、公園等）

- ・道路は、防災、安全・安心の向上と共に魅力ある景観の保全、創出のため、無電柱化など景観に配慮して整備するとともに、新たに整備される都市計画道路などにおいては、場所の特性や地域の意向、歩道幅員とのバランスを考慮し、道路緑化を推進する。また、豊かな歴史資産を有する沿岸部、三保半島地区、「東海道歴史街道二岐六宿」などでは、景観形成を積極的に推進する。
- ・河川は、水と緑の豊かな空間の創出、生物多様性の確保と美しい自然景観の保全に努める。
- ・公園や緑地は、景観に配慮しながら地域特性に応じた整備を進める。まち歩きの休息の場として公園の整備や維持管理を推進するとともに、自然景観や歴史景観を活かした特色ある公園等を整備する。



東静岡駅周辺のまち並み

### 公共建築物

- ・景観形成方針及び基準への適合を図るとともに、民間建築物の手本となるよう、景観に十分に配慮する。

## 第7章 景観形成の推進体制



本編  
7-1～7-8

この章では、市民や事業者の皆様と協力し合い、景観づくりをさらに進めていくための、方策や取組みについて記載しています。景観や景観計画のことを知ってもらったり、自主的な活動を促したりなど、取組を充実していきます。

#### 地区レベルでの景観づくりを進める方策

- ①重点地区の追加指定
- ②広告景観整備地区※の指定の検討
- ③その他関連制度と連動した景観形成

#### 市民や事業者の景観への関心を高める方策

- ①市民等への効果的な情報発信ツールの活用
- ②事業者に向けた制度の周知
- ③子どもの景観学習の実施

#### 市民や事業者の自主的な景観づくりのモチベーションを維持向上させる方策

- ①静岡市都市景観表彰事業の実施
- ②身近な清掃・緑化活動の促進
- ③市民活動団体の認定
- ④景観サポーターによる活動



市長より受賞者へ表彰状の授与



道路清掃活動

#### 専門家や市役所内の関係課等との連携

専門家の助言や参画、市役所内の連携や調整の仕組みを構築し、より効果的な推進体制の拡充を図る。

※「広告景観整備地区」 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠などの基準を定め、地域特性にふさわしい広告景観の形成を図る地区です。



## 静岡市景観計画 〈概要版〉

策定：令和元年 7 月

---

静岡市役所 都市局 建築部 建築総務課

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

T E L : 054-221-1049 (直通)

F A X : 054-221-1135